

マタイによる福音書5章38－42節 「悪に対する善の報い」

1A 「目には目を」の真意 38

1B 公正な報い

2B 司法の判断

2A 自己否定の道 39－42

1B 復讐から忍従へ 39

2B 自己防衛から善の行いへ 40

3B 絶対命令から自発的従順へ 41

4B 貸与から惜しみない施しへ 42

本文

マタイによる福音書5章を開いてください、私たちの山上の垂訓シリーズは、5章38節に入ります。そして42節までです。「38『目には目を、歯には歯を』と言われていたのを、あなたがたは聞いています。39しかし、わたしはあなたがたに言います。悪い者に手向かってはいけません。あなたの右の頬を打つ者には左の頬も向けなさい。40あなたを告訴して下着を取ろうとする者には、上着も取らせなさい。41あなたに一ミリオン行くように強いる者がいれば、一緒に二ミリオン行きなさい。42求める者には与えなさい。借りようとする者に背を向けてはいけません。」

私たちは、当時、ユダヤ人の人たちにとって「これこそが、義」とされていた、パリサイ派と律法学者の義よりもまさっていないければ、決して天の御国に入ることができないとイエス様が言われている、義について見ていっています。そこで主は、彼らが教えていることと対比させて、権威をもって、こうなさいと教えられます。それは、イエス様が新しい教えをしているのではなく、律法の中にあつた真意を取り戻すために語られているものです。

そして今、読んだところは、山上の説教の中でとても有名なところです。こんなエピソードを聞きました。牧師さんたちの交わりのことですが、その中の二人はどちらも牧師家庭に育ちました。つまり、お父さんもまた牧師でした。それで、小学校に語っていた時に、友達がいきなり自分をぶつてきたのです。それは、ここからの箇所です。「あなたの右の頬を打つ者には左の頬も向けなさい。」キリスト信者は、こんなことを信じているから、試してみようと思ったのでしょうか。もちろん、その子たちは自分で調べたのではないはずで、親が教えたのでしょうか。ちなみにその一人は、やり返したそうです！（笑）これだけ、キリスト教と言ったらこの箇所でしょうか？というくらい有名です。ここからキリスト教について、多くの誤解が生じています。キリスト者の間でも誤解があります。今日は、その部分を解きほぐしながら、なおのこと、イエス様が語られている真意に近づいていきたいと思えます。

1A 「目には目を」の真意 38

まず、イエス様は、「『目には目を、歯には歯を』と言われていたのを、あなたがたは聞いています。」と言われてますね。この箇所も有名ですが、これはモーセの律法から来ています。「出 21:22-25 人が人と争っていて、身ごもった女に突き当たり、早産させた場合、重大な傷害がなければ、彼はその女の夫が要求するとおりの罰金を必ず科せられなければならない。彼は法廷が定めるところに基づいて支払う。しかし、重大な傷害があれば、いのちにはいのちを、目には目を、歯には歯を、手には手を、足には足を、火傷には火傷を、傷には傷を、打ち傷には打ち傷をもって償わなければならない。」他にも何カ所かで、この表現を神は使っておられます。

1B 公正な報い

ここで主が語られようとしていることは、公正な報いであります。誰かが他者に対して罪を犯して、傷を与えたとします。その時に、その犯した度合いの相応の報いでなければいけないということです。報いにおいて、公正でなければいけないということです。これは私たちの法律や倫理においても、全く同じです。誰かが人の物を何かを盗んだ時に、その人を死刑に定めたとしたらいかがでしょうか？それは、不公正だと思いますね。また、人を何十人も殺した殺人鬼がいて、なんと、二年の刑期でその後、出所したとします。どちらも不公正であります。ですから、傷害罪の時に、目には目を、歯には歯を、手には手を、足には足を、火傷には火傷を、となるのです。人間はどうしても、怒りや復讐心が強ければ、犯した罪以上の罰を加えたいと願います。そして、その加害者に以前、良くしてもらったりしていたら、その関係で、本当に見なければいけない悪を悪をみなさない、という傾向を持っています。けれども、公正な裁判として、その犯した罪に相応な罰でなければいけないというのが、ここで言っていることです。

私たちの神は、公正な神です。えこひいきされない方です。私たちはいかに、えこひいきしてしまうか、と思います。自分の好む人には良くしますが、そうでない人には良くしようとする手を引いてしまいます。そして、見た目で判断することは、あまりにも多くあります。ヤコブの手紙で、教会でさえ差別が行われているとして叱責している場面があります。「ヤコブ 2:1-4 私の兄弟たち。あなたがたは、私たちの主、栄光のイエス・キリストへの信仰を持っていながら、人をえこひいきすることがあってはなりません。あなたがたの集會に、金の指輪をはめた立派な身なりの人が入って来て、また、みずぼらしい身なりの貧しい人も入って来たとします。あなたがたは、立派な身なりをした人に目を留めて、「あなたはこちらの良い席にお座りください」と言い、貧しい人には、「あなたは立っていないさい。でなければ、そこに、私の足もとに座りなさい」と言うなら、自分たちの間で差別をし、悪い考えでさばく者となったのではありませんか。」イエス様は、取税人ザアカイの招待を受け入れて、そこで食事をされましたが、彼のことをアブラハムの子と言いました。ユダヤ人に取税人は憎まれていたにもかかわらずです。また、長血を患う女を「娘よ」と呼ばれました。社会からずっと疎外されていた人ですが、他の女性と同じように、尊厳をもって接せられました。

パウロは、えこひいきをしない神は、それぞれ、その行いに応じて報いを与えられることを教えています。「ロマ 2:6-11 神は、一人ひとり、その人の行いに応じて報いられます。忍耐をもって善を行い、栄光と誉れと朽ちないものを求める者には、永遠のいのちを与え、利己的な思いから真理に従わず、不義に従う者には、怒りと憤りを下されます。悪を行うすべての者の上には、ユダヤ人をはじめギリシア人にも、苦難と苦悩が下り、善を行うすべての者には、ユダヤ人をはじめギリシア人にも、栄光と誉れと平和が与えられます。神にはえこひいきがないからです。」このように、終わりの日に主は、ひとりひとりを甦らせ、その行いに応じて正しく裁かれます。ですから、目には目を、歯には歯をという律法の中には、神が公正な方で、正しく裁かれることを反映しています。

2B 司法の判断

そして、その律法ですが、大事なのは、さばき司たちに対して神が教えておられるということです。裁判所において、裁判官がどのような物差しによって裁判をするのか？ということについて教えているものです。

ところが、パリサイ派と律法学者たちは、この律法を使って、個人的に復讐をしてもよい、いやしななければいけないとさえ教えていました。離婚についての教えについて、彼らが犯していた過ちと同じです。つまり、心が頑なになって男が女を離縁する時に、ただ追い出してしまうということが横行していました。今で言うならば、妻が物理的に家から追い出されて、戻ってこれないようにします。それは酷すぎる話ですね、きちんと離婚協議をして、法的に拘束力がないようにしないといけません。それと同じようにモーセは、離婚状を出すことについて言及しました。つまり、それは理想の状態ではないのです。神のみこころは、生涯、男女が一つに結ばれていることです。

それと同じような解釈を、彼らは行なっていました。つまり、目には目を、歯には歯を、という戒めは、傷害事件が起こった時に裁判官が使う物差しであって、本来ならそのような傷を与えることは本意ではないのです。そのような罰を与えることを、好んで行うのではないのです。主は、人が滅んでしまうことを願っておられない、悔い改めて生きることを願っているということを、エゼキエル書で語っておられます。ところが、どうしても私たち人間の罪は、神の聖い戒めでさえも、自分の肉の欲を満たすための手段にしてしまうし、自分の罪を正当化するのでさえ使ってしまう。何もパリサイ派や律法学者だけの問題ではないのです。

2A 自己否定の道 39-42

イエス様は、彼らが教えていなかったこと、また逆に復讐しなさいと教えていたことを強く戒めて、真逆のことを教えられます。

1B 復讐から忍従へ 39

39 しかし、わたしはあなたがたに言います。悪い者に手向かってはいけません。あなたの右の頬

を打つ者には左の頬も向けなさい。

イエス様がここで、私たちの心にある復讐心、自己防衛の心を取り扱っていることに注目してください。「悪いことをやられたら、やり返してやる」という仕返ししたい思いに対して強く戒めておられます。そして、その戒めは、「あなたの右の頬を打つ者には左の頬も向けなさい」として仕返しの手段を完全に放棄しなさいと命じておられるのです。

ローマ 12 章において、パウロが分かり易く、この戒めと同じことを説き明かしています。「12:19-21 愛する者たち、自分で復讐してはいけません。神の怒りにゆだねなさい。こう書かれているからです。「復讐はわたしのもの。わたしが報復する。」主はそう言われます。次のようにも書かれています。「もしあなたの敵が飢えているなら食べさせ、渴いているなら飲ませよ。なぜなら、こうしてあなたは彼の頭上に燃える炭火を積むことになるからだ。」悪に負けてはいけません。むしろ、善をもって悪に打ち勝ちなさい。」イエス様が語られたことは、神の公正に違反することでは全くありません。悪に対して仕返ししてはならない、ということをお教える時に、泣き寝入りしなさいということでは決してありません。悪に対する裁きは必ずあります。神は公正に裁いてくださいます。大事なのはここなのです、その裁きをするのは誰か？ということ。神ですか？自分ですか？そう、神ご自身です。人を正しく裁くことのできる方は神であり、私たちの手によるものではありません。

そして繰り返しますが、地上において社会の秩序と安寧のために、神は権威を置いておられます。国を始めとする権威と力です。今読んで、ローマ 12 章の終わりの部分の続きで、こうパウロは教えています。13 章からです。「13:1-5 人はみな、上に立つ権威に従うべきです。神によらない権威はなく、存在している権威はすべて、神によって立てられているからです。2 したがって、権威に反抗する者は、神の定めに従うのです。逆らう者は自分の身にさばきを招きます。3 支配者を恐ろしいと思うのは、良い行いをするときではなく、悪を行うときです。権威を恐ろしいと思いたくなければ、善を行いなさい。そうすれば、権威から称賛されます。4 彼はあなたに益を与えるための、神のしもべなのです。しかし、もしあなたが悪を行うなら、恐れなければなりません。彼は無意味に剣を帯びてはいないからです。彼は神のしもべであって、悪を行う人には怒りをもって報います。5 ですから、怒りが恐ろしいからだけでなく、良心のためにも従うべきです。」

イエス様は決して、悪に対する処罰を否定しておられるわけではありません。ご自身が十字架刑を受けられる時に、総督ピラトに対して、その権威を与えたのは神ご自身だということを言われているほどです。「ヨハ 19:11 上から与えられていなければ、あなたにはわたしに対して何の権威もありません。」とされています。ですから、悪に対する処罰はしかるべき組織や機関があります。そして法によって処罰をする国がいて、それで処罰します。

このバランスを考える必要があります。この箇所はしばしば、家庭内暴力を受けているキリ

スト者の女性が、この言葉によって夫からの絶え間ない言葉と実際の暴力に耐え忍んでいることがあるからです。これこそ、パリサイ人の解釈の仕方と同じになってしまいます。真意ではなく、文字面だけ辿って、従っているようにしてしまうことです。愛とは、人の欲望のままにさせることではありません。愛は、正義と共に表します。夫を愛するのであれば、夫が自分のしていることが悪であることを悟る必要があるのです。ですから、警察に通報する、あるいは行政やしかるべき機関に相談して、しかるべき対処をする。このことによって初めて、男性は自分の過ちに気づき、更生できるかもしれないのです。

しかし、自分の心は夫を赦します。愛します。祈ります。執り成します、自分にしたことに対して、恨まず、彼が立ち上がることを願います。このことは、敵のために祈り、敵を愛しなさい、祝福しなさいと言う、イエス様の命令が次回の学びで見えていきますので、その時にじっくり取り組みましょう。ここでは、私たちが仕返しをしたい本能に対して、強く戒めているということです。

とても小さいことですが、私の信仰の友人、同じ働き人が東京を訪れていた時のことです。山手線に乗っていて、夜も遅くなっていました。電車の仲も混雑しています。地方から来ているので、彼はちょっとびっくりしていました。しかし、酔いが回っている、パキスタンでしょうか、バングラデッシュでしょうか、おそらくその辺りの国から来た青年たちが、手すりにつかまりながらも体が揺れて、私たちにぶつかってくる感じでした。普通ならば、イラッと来て、ちょっとやり返すふりでもするのですが、「いいえ、大丈夫ですよ。」と優しく声をかけるのです！すると、「ごめんなさい。」と日本語で声をかけて、それで、私もすかさず、「日本語お上手ですね」と話し、良い会話ができました。争いではなく、平和がありました。ちょっとしたことですが、右の頬を打たれたら、左の頬を差し出しなさいということですね。悪に対して、親切という善で返せば、そこに争いではなく平和が来ます。

2B 自己防衛から善の行いへ 40

40 あなたを告訴して下着を取ろうとする者には、上着も取らせなさい。

ここでは、法的手段によって攻撃された時に、必ずしもその権利を固執しなくてもよい、という教えです。出エジプト記にある質物についての教えがあります。上着を取ってはいけないという定めです(22:26-27)。ここで「下着」とありますが、私たちの知っている肌着ではなく、普通の服のことです。そして上着が、一番上に羽織るものです。これはユダヤ人の法律では、取り上げることができないものです。けれども、イエス様はここで取らせなさい、と言われていています。つまり、自分に与えられている権利を、愛のゆえに、平和のゆえに、神に任せて、敢えて行使しなくてもよい、ということです。権利は、神から与えられた尊い賜物です。けれども、賜物であって、当然のことではありません。けれども、私たちはしばしば、権利に固執し、そればかりを主張することがあります。けれども、イエス様が敢えて十字架を背負われたように、私たちは愛のゆえに、権利を主張しないこともできるのです。そして、人々はそれを見て、驚きます。なんだこの人は？と思い、神に、キリスト

に引き寄せられるのです。

こんな話を聞きました。これは、訴訟は取り下げられなかったのですが、相手が驚きました。離婚協議において、相手が途方もない金額や物品を要求してきたそうです。クリスチャンになった兄弟は比較的裕福でしたが、これを受け入れたら相当の額です。けれども、牧師に相談して、あることを決断しました。全ての要求を呑んだのです！相手は意表がつかれたことでしょう。相手側に、ある意味で証しをしていたのです。このことを通して、何かが違うと思わせることができました。

3B 絶対命令から自発的従順へ 41

41 あなたに一ミリオン行くように強いる者がいれば、一緒に二ミリオン行きなさい。

下着については、ユダヤ人の法律に関わることであり、また民事についてのことですが、こちらはローマの国家権力との関係のことです。人との争いについても平和を出来る限り求めるということがありますが、国との確執についても平和を求める必要があります。ローマは、荷物の運搬を、人を徴用して運ばせることができました。兵士は、民に一ミリオン行くように強いることができます。1.5 ^キです。シメオンが、イエス様の十字架を担ぐように命じられて、ゴルゴダまで担いだことを思い出してください。その時に、「一緒に二ミリオン行きなさい」とイエス様は言われます。ユダヤ人は、ローマを非常に憎んでいました。ですから、メシアについては、ローマを倒す力のある方のみを信じていました。パリサイ人は、武力の戦いはしないものの、ローマへの憎しみ、その民族主義は否定しませんでした。ですから、イエス様のこの教えは驚きなのです。

ここでイエス様が教えておられるのは、「要求されていることだけを、行えばよい」というところから、さらに一歩出ることです。ユダヤ人もローマ兵から要求された、逆らう人はまれです。けれども、言われたことだけを行っていました。けれどもイエス様は、さらに良い行いをしなさいと命じられるのです。そして、それによって証しを立てることができる、ということです。人は、自分の気に食わない法令があれば、それをなるべく避け、やらないことを求めます。ごまかすこともあるでしょう。けれども、敢えてそれを行う、喜んでそれを守る姿を見せることによって、驚かれるのです。昔の中国の話ですが、ある地方政府で税として米を納めさせていたそうです。多くが、そこに石ころや藁が入るようにして重さを誤魔化していたのですが、教会の人々、クリスチャンたちはきちんと納めました。「教会の者たちの持つてくるものは、信頼できる」となったのです。

迫害下にあったキリスト者に対して、ペテロも同じ勧めをしています。「I ペテ 2:13-17 人が立てたすべての制度に、主のゆえに従いなさい。それが主権者である王であっても、14 あるいは、悪を行う者を罰して善を行う者をほめるために、王から遣わされた総督であっても、従いなさい。15 善を行って、愚かな者たちの無知な発言を封じることは、神のみこころだからです。16 自由な者として、しかもその自由を悪の言い訳にせず、神のしもべとして従いなさい。17 すべての人を敬い、

兄弟たちを愛し、神を恐れ、王を敬いなさい。」

ここで間違えてはいけないのは、再び、法律を駆使してはいけないということではないのです。イエスは、ヨハネの福音書を見れば、ユダヤ人の裁判にかけられている時に、その不正な裁判について訴えている場面があります。パウロは、ピリピにおいて鞭で打たれたことについて、後にローマ市民に対して裁判なしにむち打ちをしたことに対して抗議しました。これは、自分自身を守りたかったからではなく、他の人々の為、また正義と公正のため訴えたのです。大事なものは、自分を守りたい、自分を救いたいと思っているのか、それとも、神の義を求めているのかということ、その心の動機を探ることです。

4B 貸与から惜しみない施しへ 42

42 求める者には与えなさい。借りようとする者に背を向けてはいけません。

最後は、「自分の持っている物に固執しない」という教えになります。ここでも、相手の欲望を満たす形で与えたり、貸したりすることではないということです。相手に依存して、自分が働かないでいる人がいるとします。その時に、相手によって成長するために、必要ならば与えない、貸さないという決断が必要です。そして、自立を促す必要があります。ここでイエス様を取り扱っているのは、そういうことではなく、物惜しみをする心であります。貸すのであれば、私たちは決めています、「与えるつもりで、その額を貸す」という判断基準を持っています。貸し借りは、人を上下関係、主人と奴隷の関係に陥らせます。それゆえ、恵みをもって、見返りを期待しないで分け与えるという心が必要です。すべては主のものですから。